○厚生労働省令第百八十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十条の二第一項及び第二項、第十条の三第二項及び第三項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条、第五十二条第一項並びに第五十四条の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等（第四条の二―第五条）	第二章　定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進（第四条の二―第五条）
第三章　（略）	第三章　（略）
第一節　事業主による高年齢者等の再就職の援助等（第六条―第六条の六）	第一節　事業主による高年齢者等の再就職の援助等（第六条―第六条の五）
第二節　（略）	第二節　（略）
第四章～第七章　（略）	第四章～第七章　（略）
附則	附則
第二章　定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等	**第二章**　定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進
（法第十条の二第一項の厚生労働省令で定める者）	（新設）
第四条の四　法第十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第九条第二項の契約に基づき雇用する者とする。	
（創業支援等措置の実施に関する計画）	（新設）
第四条の五　事業主は、法第十条の二第二項の創業支援等措置（以下「創業支援等措置」という。）に関する計画を作成し、当該計画について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得るものとする。	
2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。	
一　法第十条の二第四項の高年齢者就業確保措置（以下「高年齢者就業確保措置」という。）のうち、創業支援等措置を講ずる理由	
二　法第十条の二第二項第一号に規定する委託契約その他の契約又は同項第二号に規定する委託契約その他の契約（以下この項において「契約」という。）に基づいて高年齢者が従事する業務の内容に関する事項	
三　契約に基づいて高年齢者に支払う金銭に関する事項	
四　契約を締結する頻度に関する事項	
五　契約に係る納品に関する事項	
六　契約の変更に関する事項	
七　契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む。）	
八　諸経費の取扱いに関する事項	
九　安全及び衛生に関する事項	